

令和 7 年度瀬戸内中讃定住自立圏
女性活躍実践アイデア企業顕彰事業 実施要領

1. 目的

働く（働こうとする）女性が活躍できる職場環境の整備を促進するため、男性の家庭参画も含む女性活躍に関する方針、取り組み及び実績並びにそれらの情報開示において特筆すべき手法・内容をもって実践している瀬戸内中讃定住自立圏域内に主たる事業所を有する企業等（国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金等を受けている法人を除く）（以下、企業等という。）を表彰し、もって、女性が性別役割分担意識による弊害もなく、その人らしく活躍できる社会の実現に資することを目的とする。

2. 表彰の対象

表彰の対象は、次のいずれかもしくは複数の取り組みを、他社では見られない特筆すべき手法・内容をもって実践する企業等とする。

- （１）役員・管理職へ女性を登用する（管理部門における女性活躍）
- （２）職場における女性活躍を促進する取り組み（職場（管理部門除く）における女性活躍）
- （３）女性職員が健康で働き続けられる制度設計（女性の健康支援）
- （４）育休・産休からの復職支援に関する取り組み（離職防止、M字カーブ解消への取り組み）
- （５）男性の家事・育児等への参画を促す取り組み（男女のワーク・ライフ・バランスの実践）
- （６）多様な働き方や休暇取得の改善を促す取り組み（年次有給休暇の取得促進等）
- （７）その他、女性の活躍に関する先進的な取り組み（職場外での女性活躍支援等）

＜参考＞次の 5 つの視点により審査を実施します。

- ①取り組みの成果（実績値）、②先進性、③独自性、④波及効果、⑤熱意

3. 応募方法

応募は、所定の様式（様式 1）等を提出することにより行うこととする。提出先は協議会事務局とする。

4. 表彰者

瀬戸内中讃定住自立圏女性活躍推進協議会（以下、協議会という。）の協議にて決定した者

5. 表彰方法

表彰楯及び副賞

- （１）女性活躍実践アイデア大賞 1 件（副賞 10 万円）
- （２）女性活躍実践アイデア奨励賞 3 件（副賞 5 万円）

6. 表彰の時期

表彰は年 1 回とし、協議会主催講演会にて実施する。

7. 被表彰者の決定

応募資料等を基に協議会の協議にて決定する。審査決定に際しては、次の各号の全てに該当する企業等とする。ただし該当者がいない場合は表彰しない。

- (1) 協議会が行う女性活躍推進のための広報啓発活動に協力できること。
- (2) 労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

9. 表彰の事務

表彰に関する事務は、協議会事務局にて行う。

10. その他

- (1) この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、協議会事務局主管課長が定める。
- (2) この事業の実施については実施年ごとに、協議会にて協議し、委員の半数以上の賛成をもって実施することとする。
- (3) この要領は、令和7年7月3日から施行する。